

# 宮崎県障がい者就労継続支援施設工賃向上実現事業補助金交付要綱

令和6年8月19日  
福祉保健部障がい福祉課

## (趣旨)

第1条 県は、就労継続支援B型事業所における生産設備等の導入に必要な費用を助成することにより、障がい者が地域で自立した生活を送るための工賃の向上を図り、その効果を検証のうえ好事例の横展開を図るため、予算で定めるところにより、就労継続支援B型事業所に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (定義)

第2条 この要綱において、就労継続支援B型事業所とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第2項に規定する就労継続支援B型を提供する事業所をいう。

## (補助事業者)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 令和6年4月1日以前に、宮崎県知事又は宮崎市長から就労継続支援B型の指定を受けて、現に事業所を運営していること。
- (2) 令和6年3月29日付け障発0329第42号「「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針」記3に定める「事業所工賃向上計画」を作成し、県に提出していること。
- (3) 県税に未納がないこと。
- (4) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者
- (5) 第1条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (6) 補助事業完了後に県が実施する効果検証等に協力し、本補助金の活用事例の公表に対応できること。

(7) その他補助が適当でないとし事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 第1条の補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及びそれについての補助率等は、別表のとおりとする。

2 補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。

3 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第6条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1号、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第2号によるものとする。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 見積書等の補助対象経費の内訳がわかるものの写し

(2) 第3条第3号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）

(3) 第3条第4号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第3号）

(4) 第3条第5号に係る誓約書（別記様式第4号）

(5) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第7条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

(1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業（第1条の補助金の交付対象となる事業をいう。）が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加いた財産がある場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化

に関する法律（昭和30年法第 179号）に定める期間を経過するまで、保存すること。

- (2) 規則第21条第1項の規定により知事の承認を受けて財産を処分することによる収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (4) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条第1項の規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（軽微な変更の範囲）

第9条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費の30パーセント以内の増減とする。

（計画変更の承認）

第10条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、次の書類を添えて変更の理由及び内容を記載した変更承認申請書（別記様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 変更収支予算書（別記様式第2号）
- (3) 変更後の見積書等の補助対象経費の内訳がわかるものの写し

（補助金の交付方法）

第11条 この補助金は、精算払により交付する。

（実績報告）

第12条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了した日の翌月末日又は補助金の交付決定のあった年度の2月21日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 実績報告書（別記様式第6号）
  - (2) 収支決算書（別記様式第2号）
  - (3) 領収書など補助対象経費の内訳が分かるものの写し
  - (4) 整備前後の写真
- 2 第5条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付を申請した者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消

費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

- 3 第5条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が、第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（別記様式第7号）により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

（財産処分制限）

第13条 規則第21条第1項ただし書の規定により知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とし、同項第2号及び第3号の規定により知事の定める財産は、同省令に定める耐用年数5年以上のものとする。

（書類の提出部数等）

第14条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

（報告及び調査）

第15条 知事は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者又は受けようとする者に対してこの要綱の施行に必要な限度において報告を求め、又は調査することができる。

附 則

この要綱は、令和6年8月19日から施行し、令和5年度の予算に係る宮崎県障がい者就労継続支援施設工賃向上実現事業補助金に適用する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助対象経費の内容	補助率等
<p>補助事業者が実施する工賃向上に資する生産設備等の導入に要する経費</p>	<p>工賃向上に資する生産設備等の導入に係る機械器具等の購入費（1品目に要する経費が5万円以上のものに限る。）及び工事費又は工事請負費</p>	<p>(補助率) 補助対象経費の10分の10以内</p> <p>(補助上限額) 生産設備等を導入しようとする就労継続支援B型事業所の利用定員数に応じて、補助の上限額を以下のとおりとする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用定員数30人以上 ： 上限1,500千円</li> <li>・利用定員数20人～29人 ： 上限1,000千円</li> <li>・利用定員数10人～19人 ： 上限 500千円</li> </ul>

別記様式第1号（第6条、第10条関係）

（変更）宮崎県障がい者就労継続支援施設工賃向上実現事業補助金申請書兼事業計画書

文書番号  
年 月 日

宮崎県障がい者就労継続支援施設工賃向上実現事業補助金交付要綱に基づく宮崎県障がい者就労継続支援施設工賃向上実現事業補助金については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号）第3条の規定により、関係書類を添えて申請する。

1 基本情報

フリガナ					
法人名					
法人所在地	〒				
法人代表者	職名		氏名		
フリガナ					
書類作成担当者					
連絡先	電話番号		E-mail		

2 事業所情報

フリガナ					
事業所名					
主たる事業所の所在地	〒				
事業所情報	電話番号		FAX番号		
	事業所番号				
	利用定員	前年度の平均利用者数			

3 工賃情報

工賃情報		令和5年度（実績）	令和6年度（目標）	令和7年度（目標）	令和8年度（目標）
	年間工賃支給総額（円）				
	年間延べ利用者数（人）				
	年間開所日数（日）				
	1日当たりの平均利用者数（人）				
	月額平均工賃（円）				
平均時給（円）					

4 生産活動情報

令和5年度実績	生産活動種目	売上高	原材料費等	粗利益	その他経費（販管費等）	営業利益（工賃原資）
	①					
	②					
	③					
	④					
	⑤ その他（①～④以下の合計）					
	計					

※売上高順に記載すること

5 事業計画

(1) 導入する生産設備

No	導入設備名称	数量	単価	設備導入費用	初期設定等に要する費用
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
#					
			合計		

(2) 経費計画

①宮崎県障がい者就労継続支援施設工賃向上実現事業補助金対象経費の実支出（予定）額

□□□□□□□□□□ 円

②宮崎県障がい者就労継続支援施設工賃向上実現事業補助金補助限度額

□□□□□□□□□□ 円

③宮崎県障がい者就労継続支援施設工賃向上実現事業補助金交付申請額

□□□□□□□□□□ 円

(3) 生産設備を導入する目的

(4) 事業所が抱える課題

(5) 導入する生産設備で行う生産活動の内容

(6) 生産設備を導入することで工賃が向上する理由

【申請に当たっての確認事項】 ※3つの事項について記載内容を確認し、チェックすること。

- 生産設備を導入することにより、利用者の工賃や賃金の向上が見込まれるものである。
- 生産設備の導入経費の算定に当たっては、複数の業者から見積書を徴している。
- 本補助金交付後に県が行う効果検証及び活用事例等の公表に対応する。

様式第2号（第6条、第10条、第12条関係）

（変更）収支予算（決算）書

1 収入

区分	予算（決算）額	備考
宮崎県障がい者就労継続支援施設 工賃向上実現事業補助金		
合計		

2 支出

区分	予算（決算）額	備考
合計		

※収支決算書には支出したことを証明する書類等を添付すること。



令和 年 月 日

住所

氏名

（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）

チェック欄（いずれかに該当する項目にチェックを入れてください。）

1 領収証書の写し添付

- 当事業所は、現在、 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→ 6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

2 添付する領収証書の写しがない場合等

（1）特別徴収実施確認

- 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。

→ 確認印を受けてください。

上記市町村の特別徴収義務者指定番号：

※ 各事業所で事前に記入しておいてください。

（2）特別徴収義務がない

- 当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。

→ 確認印を受けてください。

（3）開始誓約

- 当事業所は、 年 月から、従業員等の個人住民税について特別徴収を開始することを誓約します。

つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社（者）あてに送付してください。

→ 確認印を受けてください。

市（町・村）確認印

市（町・村）確認印

宮崎県知事 殿

住 所

〒

氏 名

（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）

生年月日 年 月 日（性別）

誓 約 書

私は、宮崎県障がい者就労継続支援施設工賃向上実現事業補助金交付申請に当たり、次の事項について誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

自己及び本事業実施主体の構成員・役員等は、次のアからウまでのいずれに該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウまでのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（暴力団員当による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法第77号）第2条第2項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

宮崎県障がい者就労継続支援施設工賃向上実現事業補助金に係る計画の  
変更承認申請書

年 月 日付け244ー で交付決定を受けた標記事業について、下記  
のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

記

1 変更しようとする理由

2 変更する内容

	補助対象経費	補助金交付申請額
変更前	円	円
変更後	円	円

3 添付書類

- （1）変更事業計画書（様式第1号）
- （2）変更収支予算書（様式第2号）
- （3）変更後の見積書等の補助対象経費の内訳がわかるものの写し

実績報告書

1 基本情報

フリガナ			
法人名			
法人所在地	〒		
フリガナ			
書類作成担当者			
連絡先	電話番号		E-mail

2 事業所情報

フリガナ			
事業所名			
主たる事業所の所在地	〒		
事業所情報	電話番号		FAX番号
	事業所番号		
	利用定員		前年度の平均利用者数

3 実績報告について

(1) 導入した生産設備

No	導入設備名称	数量	単価	設備導入費用	初期設定等に要した費用
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
合計					

(2) 生産設備の導入による工賃向上への影響

工賃向上につながった（又はつながることが予想される）要因	
下記のうち、要因と思われる内容を全てチェックすること	
<input type="checkbox"/> 生産量の増加	<input type="checkbox"/> 在庫管理可能量の増加
<input type="checkbox"/> 必要作業時間の短縮化	<input type="checkbox"/> 利用者のモチベーションアップ
<input type="checkbox"/> 品質向上による作業単価増	<input type="checkbox"/> その他（下欄へ記入）
その他理由	

(3) 経費計画

①宮崎県障がい者就労継続支援施設工賃向上実現事業補助金対象経費の実支出額

\_\_\_\_\_円

②宮崎県障がい者就労継続支援施設工賃向上実現事業補助金補助限度額

\_\_\_\_\_円

③宮崎県障がい者就労継続支援施設工賃向上実現事業補助金額

\_\_\_\_\_円

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

年度仕入に係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け第 号により交付決定のあつた宮崎県障がい者就労継続支援施設工賃向上実現事業補助金について宮崎県障がい者就労継続支援施設工賃向上実現事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 年 月 日付け第 号による交付決定額  
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額  
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）  
金 円